

① 地域型保育事業の設置及び運営に関する基準案

国が定める基準を基本に、現に実施している事業の基準を勘案し、保育の質を確保するために必要と判断される項目については国基準に上乘せをする。なお、この資料では、主要な項目の基準を掲載し、それ以外の項目（衛生管理、健康診断等）については国基準のとおりとする。

※【従】は従うべき基準、【参】は参酌すべき基準

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
保育 従事者 【従】	<p>○家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者で、下記に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育経験を有する者 ・保育に専念できる者 ・児童福祉法等の規定により罰金以上の刑に処せられたことがない者等 <p>《国基準との比較》 国基準では「保育経験を有する者」が規定されていないため、現行事業と同様の基準とし、国基準に上乘せする。</p>	<p>保育士のみ ※保健師又は看護師は、1人に限り保育士とみなすことができる。</p>	<p>職員数の6割以上は保育士 ※保健師又は看護師は、1人に限り保育士とみなすことができる。 ※保育士以外は必要な研修を修了した者でなければならない。</p> <p>《国基準との比較》 国基準は「職員数の1/2以上が保育士」とされているが、現行事業と同様の基準とし、国基準に上乘せする。</p>	<p>○家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者で、下記に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育経験を有する者 ・保育に専念できる者 ・児童福祉法等の規定により罰金以上の刑に処せられたことがない者等 <p>《国基準との比較》 国基準では「保育経験を有する者」が規定されていないため、現行事業と同様の基準とし、国基準に上乘せする。</p>	<p>【定員20人以上】 保育士のみ ※保健師又は看護師は、1人に限り保育士とみなすことができる。</p>	<p>○家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者で、下記に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育経験を有する者 ・保育に専念できる者 ・児童福祉法等の規定により罰金以上の刑に処せられたことがない者等 <p>《国基準との比較》 国基準では「保育経験を有する者」が規定されていないため、現行事業と同様の基準とし、国基準に上乘せする。</p>
	<p>○家庭的保育補助者 ※区長が行う研修を修了した者で、下記に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育経験を有する者 ・保育に専念できる者 ・児童福祉法等の規定により罰金以上の刑に処せられたことがない者等 					

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
	《国基準との比較》 国基準は「市町村が行 う研修を修了した者」 のみとされているが、 現行事業と同様の基準 とし、国基準に上乗せ する。			《国基準との比較》 国基準は「市町村が行 う研修を修了した者」 のみとされているが、 現行事業と同様の基準 とし、国基準に上乗せ する。	《国基準との比較》 国基準は「職員数の 1/2 以上が保育士」と されているが、都が実 施している事業と同様 の基準とし、国基準に 上乗せする。	
職員数 【従】	3 : 1 (補助者を置く場合は 5 : 2)	以下の合計数に 1 を足 した数以上 0 歳児 おおむね 3 : 1 1・2 歳児 おおむね 6 : 1 3 歳児 おおむね 20 : 1 4・5 歳児 おおむね 30 : 1	以下の合計数に 1 を足 した数以上 0 歳児 おおむね 3 : 1 1・2 歳児 おおむね 6 : 1 3 歳児 おおむね 20 : 1 4・5 歳児 おおむね 30 : 1	3 : 1 (補助者を置く場合は 5 : 2)	【定員 20 人以上】 以下の合計数以上。た だし、最低でも 2 人 以上は必要。 0 歳児 おおむね 3 : 1 1・2 歳児 おおむね 6 : 1 3 歳児 おおむね 20 : 1 4・5 歳児 おおむね 30 : 1 【定員 19 人以下】 以下の合計数に 1 を加 えた数 0 歳児 おおむね 3 : 1 1・2 歳児 おおむね 6 : 1 3 歳児 おおむね 20 : 1 4・5 歳児 おおむね 30 : 1	1:1

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
管理者	規定なし	必要（保育従事者との兼任可） 《国基準との比較》 国基準では管理者に関する規定はないが、現行事業と同様の基準とし、国基準に上乘せする。	必要（保育従事者との兼任可） 《国基準との比較》 国基準では管理者に関する規定はないが、現行事業と同様の基準とし、国基準に上乘せする。	必要（保育従事者との兼任可） 《国基準との比較》 国基準では管理者に関する規定はないが、現行事業と同様の基準とし、国基準に上乘せする。	【定員 20 人以上】 必要（保育従事者との兼任不可） 《国基準との比較》 国基準では管理者に関する規定はないが、現行事業と同様の基準とし、国基準に上乘せする。	規定なし
				【定員 19 人以下】 必要（保育従事者との兼任可） 《国基準との比較》 国基準では管理者に関する規定はないが、現行事業と同様の基準とし、国基準に上乘せする。		
設備【参】	保育室 1 人 3.3 m ² 以上 （部屋自体は 9.9 m ² 以上が必要）	<ul style="list-style-type: none"> ・0・1 歳児 乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m²以上 ・2 歳児以上 保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・0・1 歳児 乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m²以上 ・2 歳児以上 保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・0・1 歳児 乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m²以上 ・2 歳児以上 保育室又は遊戯室 1 人 3.3 m²以上 	【定員 20 人以上】 <ul style="list-style-type: none"> ・0・1 歳児 乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m²以上 ・2 歳児以上 保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m²以上 《国基準との比較》 国基準の乳児室は 1 人 1.65 m ² とされているが、都が実施している事業と同様の基準とし、国基準に上乘せする。	対象外

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
					【定員 19 人以下】 ・0・1 歳児 乳児室又ははほく室 1 人 3.3 m ² 以上 ・2 歳児以上 保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m ² 以上	
	屋外遊戯場 2 歳児以上 1 人 3.3 m ² ※付近の代替地可	屋外遊戯場 2 歳児以上 1 人 3.3 m ² ※付近の代替地可	屋外遊戯場 2 歳児以上 1 人 3.3 m ² ※付近の代替地可	屋外遊戯場 2 歳児以上 1 人 3.3 m ² ※付近の代替地可	屋外遊戯場 2 歳児以上 1 人 3.3 m ² ※付近の代替地可	対象外
耐火 基準等 【参】	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室は原則として1階に設置することとし、2階以上に設ける場合は認可保育所と同様の避難階段等を設置すること。 ・避難上有効な位置に非常口を設置し、2方向の避難経路を確保すること。 ・耐震基準を満たすこと 《国基準との比較》 国基準では耐火基準等が設けられていないが、現行事業と同様の基準とし、国基準に上乗せする。また、児童の安全を確保するため耐震基準を設ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室等は原則として1階に設置することとし、2階以上に設ける場合は認可保育所と同様の避難階段等を設置すること。 ・避難上有効な位置に非常口を設置し、2方向の避難経路を確保すること。 ・耐震基準を満たすこと 《国基準との比較》 国基準では「乳児室等を2階以上に設ける場合は認可保育所と同様の避難階段等を設置すること」のみ規定されているが、現行事業と同様の基準とし、国基準に上乗せする。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室等は原則として1階に設置することとし、2階以上に設ける場合は認可保育所と同様の避難階段等を設置すること。 ・避難上有効な位置に非常口を設置し、2方向の避難経路を確保すること。 ・耐震基準を満たすこと 《国基準との比較》 国基準では「乳児室等を2階以上に設ける場合は認可保育所と同様の避難階段等を設置すること」のみ規定されているが、現行事業と同様の基準とし、国基準に上乗せする。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室等は原則として1階に設置することとし、2階以上に設ける場合は認可保育所と同様の避難階段等を設置すること。 ・避難上有効な位置に非常口を設置し、2方向の避難経路を確保すること。 ・耐震基準を満たすこと 《国基準との比較》 国基準では「乳児室等を2階以上に設ける場合は認可保育所と同様の避難階段等を設置すること」のみ規定されているが、都が実施している事業と同様の基準とし、国基準に上乗せする。また、児童の安全を確保するため耐震基準を設ける。	対象外	

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
給食【従】	自園調理 ※連携施設等からの搬入可 ※既存の家庭的保育事業者等であれば、平成31年度末まで経過措置あり。	自園調理 ※連携施設等からの搬入可 ※既存の家庭的保育事業者等であれば、平成31年度末まで経過措置あり。	自園調理 ※連携施設等からの搬入可 ※既存の家庭的保育事業者等であれば、平成31年度末まで経過措置あり。	自園調理 ※連携施設等からの搬入可 ※既存の家庭的保育事業者等であれば、平成31年度末まで経過措置あり。	自園調理 ※連携施設等からの搬入可 ※既存の家庭的保育事業者等であれば、平成31年度末まで経過措置あり。	対象外
設備【従】	調理設備	調理設備	調理設備	調理設備	【定員20人以上】 調理室 【定員19人以下】 調理設備	対象外
調理員【従】	必要 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要 ※既存の家庭的保育事業者等であれば、平成31年度末まで経過措置あり。	必要 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要 ※既存の家庭的保育事業者等であれば、平成31年度末まで経過措置あり。	必要 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要 ※既存の家庭的保育事業者等であれば、平成31年度末まで経過措置あり。	必要 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要 ※既存の家庭的保育事業者等であれば、平成31年度末まで経過措置あり。	必要 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要 ※既存の家庭的保育事業者等であれば、平成31年度末まで経過措置あり。	対象外
嘱託医【従】	必要	必要	必要	必要	必要	対象外
医務室【参】	規定なし	必要 《国基準との比較》 国基準では医務室に関する規定はないが、現行事業と同様の基準とし、国基準に上乗せをする。	必要 《国基準との比較》 国基準では医務室に関する規定はないが、現行事業と同様の基準とし、国基準に上乗せをする。	必要 《国基準との比較》 国基準では医務室に関する規定はないが、現行事業と同様の基準とし、国基準に上乗せをする。	【定員20人以上】 必要 【定員19人以下】 必要 《国基準との比較》 国基準では定員19人以下については医務室に関する規定はないが、都が実施している事業と同様の基準とし、国基準に上乗せをする。	対象外

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
保育所等との連携【従】	以下の連携協力を行う保育所等を確保すること。 ・集団保育を体験させる機会の設定、保育の適切な提供のための相談、支援等 ・代替保育の提供 ・保育の提供の終了に際し、引き続き連携施設において受け入れること。	以下の連携協力を行う保育所等を確保すること。 ・集団保育を体験させる機会の設定、保育の適切な提供のための相談、支援等 ・代替保育の提供 ・保育の提供の終了に際し、引き続き連携施設において受け入れること。	以下の連携協力を行う保育所等を確保すること。 ・集団保育を体験させる機会の設定、保育の適切な提供のための相談、支援等 ・代替保育の提供 ・保育の提供の終了に際し、引き続き連携施設において受け入れること。	以下の連携協力を行う保育所等を確保すること。 ・集団保育を体験させる機会の設定、保育の適切な提供のための相談、支援等 ・代替保育の提供 ・保育の提供の終了に際し、引き続き連携施設において受け入れること。	以下の連携協力を行う保育所等を確保すること。 ・集団保育を体験させる機会の設定、保育の適切な提供のための相談、支援等 ・代替保育の提供 ・保育の提供の終了に際し、引き続き連携施設において受け入れること。	対象外
居宅訪問型保育連携施設【従】	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	障害、疾病等により集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合は、適切な専門的な支援等を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設等を適切に確保しなければならない。